

【歴史・民俗】

## 「津々浦々商法記」にみる物流と尾州廻船

日本福祉大学知多半島総合研究所 教授 高部 淑子

### はじめに

弁財船が物流の主役だった時代、船を操り各地の湊で荷物の積み降ろしや取引を行っていた船頭たちは、湊や荷物に関してどのような知識や情報を持って行動していたのか。弁財船の航海技術に関しては、工学の立場からさまざまな検討が加えられてきた<sup>(1)</sup>。船の運航や取引などに関しては、その時々船主・船頭らがさまざまな手段・関係を用いて商況などの情報を入手し対応しようとしてきたことを論じたことがある<sup>(2)</sup>。

各湊の使い方や荷物の扱い方について、個別的な実態は実際の取引などからうかがい知ることがもできる。また、湊の商人が作成した規定や商慣行などの記録が残されている場合もある<sup>(3)</sup>。しかし、船側の視点にたった商慣行の記録は少ない。それも特定の湊や地域、荷物ではなく、全国各地の湊や多種多様な荷物に及ぶ記録が残っているケースはかなり稀であると思われる。

これまで一部分が引用されたり翻刻されたりした<sup>(4)</sup>「津々浦々商法記」<sup>(5)</sup>はその稀な記録のひとつである。本稿では、「津々浦々商法記」から、船主や船頭、とくに実際の船と荷物を扱う船頭が常日頃から持っていた湊や荷物などに関する基本的かつ実態的な知識を明らかにするとともに、そこからわかる全国的な物流のあり様を考えてみたい。

## 1 「津々浦々商法記」

### (1)「津々浦々商法記」の概要

「津々浦々商法記」(以下、「商法記」と略記)は32.8センチメートル×12.4センチメートルの横冊で、表紙には「津々浦々商法記」、裏表紙には「米屋治六」とある。「米屋治六」の名は本文中にも数カ所押印がある。本文末尾には「嘉永四戊年写之 米屋治六」とあり、この写本本体は1851年(嘉永4)に米屋治六によって作成されたものであることがわかる。

「商法記」は冒頭に目録があり、その後本文が続いている。目録は多くは国、または複数の国単位に記され、個々の湊は本文中に小見出しとして立てられている。各丁には表側左上に朱で丁数が記され、目録の丁数と対応している。本文の中核は各湊の商慣行に関する記事であり、その他に荷物の産地・扱い方なども記されている。目録とその小見出しの一覧は【表1】のとおりである。

【表1】からもわかるとおり、東北地方太平洋側を除いてほぼ全国の湊・産物の記載がある。実際にどのようなことが記載されているのか、事例をあげて紹介する。

【表 1】 「津々浦々商法記」の目録とその内容

丁数	目録	小見出し
1～12	江戸	江戸
13	神奈川	神奈川
14～15	浦賀	浦賀
16～18	伊豆	大綱代
		下田
		子浦
		[豆州女竹]
		[石出処]
		[さい綱船]
19～21	駿州	沼津
		清水
22	遠州	浜松
23～29	三州	[米俵容量]
		前芝
		片浜(田原・畠村・小田村)
		平坂
		高浜
		[三州大豆入用心得]
30～38	尾州	亀崎
		内海
		大野
		横須賀
		宮
		名古屋
39～47	勢州より鳥羽崎しま	[勢州桑名出米覚]
		桑名
		四日市
		富田
		若松
		松坂
		白子
		松崎
		大口
		津
		河崎
		神社
		小浜
		鳥羽
的矢浦		
崎しま		
鷺		
48～63	紀州地	長島
		引本
		尾鷲浦
		新鹿
		木之本
		新宮
		[熊野伊勢行船賃覚]
		三輪崎
		宇久井
		勝浦
		太地浦
		古座浦
		周参見
		日置浦
		田辺
		印南浦
		由良の内横浜
		湯浅・広浦
大崎		
塩津		
和歌山		
64～65	泉州	谷川
		尾崎
66～85	大坂并二下の関蠟メ 方買調方心得之事唐 物銘細記表相庭之事	貝塚
		大坂
		樫実打立并九州生蠟位付 唐物銘細記表相庭

丁数	目録	小見出し
86～87	兵庫・備前・備中・ 備後	兵庫
		岡山
		九番
		下津井
		玉島
		福山
		笠岡
		尾道
		高砂
		室
88～93	播州・長州・石州・ 出雲・伯州・但馬・ 丹州・加賀・能登・ 越後・出羽・松前	坂越
		赤穂
		鞆
		竹原
		長門
		下関
		石州
		因州
		出雲
		伯州
		但馬
		丹州
		加賀
		能登
94～99	阿州・淡州・小豆し ま・讃州・予州・土 佐	新潟
		出羽
		松前
		徳島
		撫養岡崎
		福良
		小豆島戸野庄
		高松
		鷗多津
		[讃州綿]
		丸亀
		多度津
		観音寺
		余島
多喜浜		
波止浜		
100～	日向・豊後・筑後・ 豊前・筑前・肥後・ 肥前・薩摩・長崎	津倉
		瀬戸浜
		瀬戸田
		北浦
		口懸
		[尾道積之分]
		伊予
		土佐
		日向
		豊後
		筑後
		秋月
		小倉
		福岡
高瀬		
佐賀		
島原		
唐津		
平戸		
壱岐		
口の津		
[薩州いも買場]		
薩摩		
長崎		
117	淡路島之図并二諸国 船路道法	[淡路島] [尾州名古屋の大坂迄海上道法]

【史料 1】<sup>(6)</sup>

駿州沼津

船玉江の浦湊へ置、沼津へ商内いたす也

一米 売口銭

一塩 売口銭 金壹両<sub>二</sub> 壹匁五分

瀬取賃三百文

才田八拾五俵積

船頭壹人乗<sub>二</sub> 兩

雇壹人前百文宛

小宿飯代壹匁六分

水主泊り候ハ、壹匁ツ、

但、仕切<sub>二</sub> 兩引

茶料見合<sub>二</sub> 兩よろし

問料金三分仕切<sub>二</sub> 兩引

一斎田塩目方六貫五百目売

一分塩 六貫四百目売

尤其時之引合次第、込候塩七分五り定

渡し方六ヶ敷、仲買衆掛廻し水目ハ輕俵<sub>二</sub> いたし候

先百俵之内拾俵廻し俵出し、拾俵之内壹俵輕目出候ハ、百俵へ七分五り込塩致ス、式俵目輕<sub>二</sub> ハ壹俵半込、拾俵不殘目輕<sub>二</sub> 候ハ、百俵<sub>二</sub> 七俵半込候事

はしけ船其外諸懸りとも引テ

金五拾七匁四五分手取

一たはこ 買口銭 兩<sub>二</sub> 壹匁五分

小麦類

メ粕

一生魚・塩物共 買口銭 銀<sub>二</sub> 三分五り懸

【史料 2】

平坂

一米 買口銭 兩<sub>二</sub> 六分

一大豆 売口銭 兩<sub>二</sub>

俵直し賃 四斗入 壹分ツ、

五斗入 壹分五りツ、

瀬取賃・仲仕賃 〆兩<sub>二</sub> 壹分八り宛

瀬取沖之洲迄

十間三尺船米百廿五俵積

一四斗入百俵〆六百五十文ツ、

- 一五斗入百俵<sub>二兩</sub>七百五十文ツ、
- 一蔵入賃壹俵<sub>二付</sub>壹文六分
- 一水上賃蔵入六かけ
- 一南部大豆 吉田迄瀬取賃  
     壹俵<sub>二付</sub>式十八文宛
- 一沖之洲<sub>ハ</sub>鉄銚迄瀬取賃  
     壹束<sub>二付</sub>六文ツ、
- 一雑穀      売口銭  
             買口銭
- 一魚油      売口銭      兩<sub>二</sub>壹匁五分
- 一実綿      売口銭      兩<sub>二</sub>壹匁五分
- 但シ、掛廻し風袋あけ引  
     壹本<sub>二付</sub>五百目宛入目在り
- 一干か<sub>メ</sub>粕 売口銭      兩<sub>二</sub>壹匁五分
- 一半し・鉄・砂糖・青蕨 右同断
- 一大坂行釜壹箇              運賃壹匁
- 一同処行雲母壹箇            運賃壹匁九分
- 一瓦            買口銭      兩<sub>二</sub>壹匁  
                   瀬取賃
- 一石木板石目積り  
     樽椀式間六寸角<sub>二兩</sub>五斗五升目也  
     椀杉六斗目                  松梅七斗目  
     椀栗八斗五升目            椀六歩板本間壹斗四升目  
     椀六分板壹斗壹升目      地引椀六分板壹斗七升目  
     切石壹尺四方五斗目
- 一鍋      式升鍋壹ツ目方五百目 壹枚と定  
     或ハ大鍋釜目方三貫目在之候へハ六枚也、壹枚何匁がへと云

【史料1】は駿河沼津(静岡県)、【史料2】は三河平坂(西尾市)の記事である。沼津・平坂の両湊共通にまず記載されるのは取引時の口銭(手数料)である。品目はそれぞれの湊で扱われる荷物と考えられ、沼津では米・塩・煙草小麦類・メ粕・生魚塩物、平坂では米・大豆・雑穀・魚油・実綿・干鰯メ粕・半紙ほかの荒物類・瓦である。その他、俵直し賃・瀬取賃・小宿飯代などの諸経費、パッケージ方法や重量・内容量、風袋などの引方など荷物に関する事項が記される。瀬取船については、船の大きさや瀬取船での運び先(他湊・元船との荷物積替地点)などの記載もある。

沼津では塩の受渡方法やそれにともなう計算方法などが詳細に記される。また、元船は沼津沖ではなく江の浦(静岡県沼津市)に碇泊させて商売は沼津で行うこととされている。

平坂では特産品である釜・雲母の運賃、鍋・釜の価格の表記方法、おそらく矢作川上流から送られてきた材木類の容積の計算方法なども記されている。

この事例にみるように、「商法記」では、各湊における売買口銭、諸経費、相場・価格の計算や表記の方法、荷物の扱い方、瀬取船を含む近距離の船便などが記される。その他、湊によっては番所などの通り方、特産品の詳しい種別・ランクなどの記載がある場合もある。船番所が設置され江戸方面への航海で立ち寄る必要がある浦賀（神奈川県横須賀市）では、荷物 100 石につき 60 文の石銭の他に、番所に改料として 1 人前 3 匁 8 分ずつ納め、初下りの際には金 1 分を江戸で納めることとなっている。もちろん、江戸・大坂はこのような各湊と共通する記載もあるが、東西の物流の中心地として異なる構成となっている。いずれにしても、各湊を利用し買積・運賃積をする上で必要な情報がまとめられたマニユアル本の役割を果たしている。

## (2) 2つの異本

「商法記」の存在はかなり以前から知られていた。さらに、現在では「商法記」の内容とほぼ一致する 2 点の異本（どちらも写本）の存在が確認されている。

1 点は内田佐七家文書に含まれる「商内仕法帳」<sup>(7)</sup>である。これは 1988 年からの文書調査の過程で所在が確認されたものである<sup>(8)</sup>。作成者は明記されていないが、内田佐七家当主または船頭が記したものと思われる。

もう 1 点は岡本屋文書に含まれる「船手調法記」<sup>(9)</sup>である。岡本屋（岡本家）は兵庫磯之町（神戸市）の廻船問屋であり、内海船をはじめとする尾州廻船との関係が深い問屋である<sup>(10)</sup>。この「船手調法記」は表紙に表題の他に「壬子嘉永五年六月吉日」、裏表紙には「岡本屋保太郎」とある。

「商法記」と比べると、この 2 点の異本には目録がなく、完全に同じ系統の写本ではないと思われる。また、本文は「商法記」も含めいずれも江戸から始まるが、「商内仕法帳」は新宮（和歌山県）までしかない。その新宮の項は 3 点とも冒頭から基本的には同内容が記されているが、「商内仕法帳」は新宮の項の末尾まで記されず、途中で記載が終わっている。「商内仕法帳」の末尾にはまだ余白もあるので、伝来過程でこのような形になったのではなく、作成時点で新宮の途中までで筆を置いたということになる。

本文の構成を比較すると、目録の有無以外にも大きく相違している部分が 6 カ所ある。そのうち 4 カ所は、「商法記」にのみ記載があり他の 2 点の異本には記載がない箇所である。

そのひとつは江戸の項目内で記される「塩わり方壺俵之手取りを知る事」とタイトルが付けられた部分である。この部分では赤穂などから産出した塩俵の相場や代金の計算方法などを記している。

表記に多少の違いはあるが「商法記」にはこのタイトルの付いた部分が 2 カ所ある。最初に出てくるのは水油の項の後で、これについては 2 点の異本も表記や内容に多少の差異はあるが、同じように記されている。もう 1 カ所は江戸の項の最後であり、ここには「嘉永七甲寅年改」という語が付け加えられている。また、「嘉永七甲寅年改」とある部分には

「塩割方壺俵之手取を知る事」というタイトルが付いた挿入紙がある。この挿入紙には「嘉永五子五月承る」とあり、その内容は「商法記」に1854年(嘉永7)に改められたこととして記されていることに比べると、ごく一部分に過ぎない。1852年(嘉永5)に入手した内容の覚書が挿入紙で、その後1854年(嘉永7)にさらに改訂された塩の取引方法が本体に写し取られたということであろう。「商法記」自体を筆写した時期から間もなくの加筆であり、この加筆者は米屋治六本人の可能性が高い。この1854年(嘉永7)の加筆部分は他の異本に記載はない。

江戸ではもう1カ所、新米・古米の扱い方、大豆などの雑穀類の諸経費、品川行の茶船の積入方に関する連続する部分が「船手調法記」には記されていない。このうち、古米に関する部分以外は「商内仕法帳」には記載がある。3点のマニュアル本が成立する背景には複数の系統の写本が流布していたことが推測される。

大坂の記載内容も大きく異なっている。「船手調法記」では「米相庭休日書」「米穀内実附」「新米穀登立内実追出次内実」以外は、他の湊と同様荷物ごとの売買口銭や諸経費などが記されている。しかし、「商法記」には、黒砂糖と半紙・生蠟・唐物・荒物などに関する記載が合計で15丁分ほどある。これは「船手調法記」にはない記載である。蠟の部分は「天保十一子極月櫛実打立并ニ九州生蠟位付」として下関(山口県)で聞いた話として記している。唐物・荒物についても「天保十三寅九月承之書記し候を写もの也」とある。これらの記載から、この部分は米屋治六が写し取る時点では既にこの部分の記事が書き加えられており、記載がない異本2点と「商法記」は天保期以前に別の系統として成立した写本と考えられる。

もう1カ所「商法記」にしか記載がないのは「江戸積工印付糠」である。これは内海(南知多町)の項に続いて記されている。これは江戸へ積み出す糠の1俵の重さ、パッケージを作るための諸経費、江戸・神奈川辺りで販売する時の諸経費などが記されている。記録時期・記録者とも情報がないためどの時点での加筆かは判然としない。工糠は尾張藩領から産出されるブランド糠であり、江戸近郊農村で多く用いられた<sup>(11)</sup>。これがいつ頃からブランド化して工の印を用いるようになったかもわからない。尾張藩が領内で産出される糠に対して統制を加えるようになるのは、寛政期初め頃と思われる<sup>(12)</sup>。尾張藩ではその後知多半島以外の糠は名古屋の大鐘屋藤七が一手に取り扱うことになり、酒造業の発展時期とも合わせて考えると、加筆の時期は文政期から天保初年頃の可能性が高いと思われる。それが正しければ、「商法記」とほかの2点为天保期以前に系統を別にしていたという大坂の記事からの推測と合致することになる。

大坂での記載の追加をうけて、84丁以下には変更が加えられている。これが「商法記」と「船手調法記」の構成上の相違のひとつである。「商法記」における兵庫以下の順序は【表1】のとおりであり、兵庫の次には備前・備中・備後、その後に播州が続いている。これに対して、「船手調法記」では兵庫の次には播磨高砂(兵庫県)・室(兵庫県たつの市)・備前岡山と続く。「商法記」の目録も66～80丁が大坂、81～85丁が備前・備中・備後、86～87丁が兵庫となっていたものが貼紙で訂正されている。本文の丁数も84丁は84・84上

・84中・84下(ただし、この部分は白紙)、86丁は86・86上・86中・86下・86末と複数丁となっている。天保期の大坂の記事を追加する以前に完成形の「商法記」があり、そこに天保期の記事を追加したことによる順序や丁数の不揃いであろう。

残る1カ所の異同は浜松(静岡県)の立項箇所である。「商法記」では清水(静岡県静岡市)の後に浜松が配置されているが、他の2点では前芝(豊橋市)の前に位置している。清水と前芝の間のこの部分は吉田(豊橋市)をはじめとする米の1俵の内容量を記した部分で、直接取引などに関わる記載ではない。浜松の記載も米の内容量だけなので、「商法記」以外の2点の記載順の方が自然である。

この他にも構成上は大きな異同とはなっていないが、「商法記」のみに見られる記載が複数箇所ある。これらも「船手調法記」の元本と系統が分かれてからの加筆と考えられる。

さらに、3点の本文の内容を比較すると、基本的には大部分が共通である。もちろん写本であるため、正字・略字、漢字・ひらがな・カタカナ、送りがなの有無など、表記上の違いは存在する。また、【史料1】の冒頭の「船玉江の浦湊へ置、沼津へ商内いたす也」が、「商内仕法帳」では一つ書として「船玉江之浦へ掛置候也、江之浦を沼津へ」、「船手調法記」では「船玉江の浦湊置沼津へ参り商内致候也」とあり、内容は同じであるが文章表現が異なる場合もある。他にも、各湊の記載内での記載順の異同、口銭などの数値の違い、記載そのものの有無の違いなどもあるが、全体として大きな違いは認められない。

ただし、「商法記」の訂正箇所をみると、最初に「船手調法記」と同じ表記を写して、それを訂正している箇所が複数あり、単なる書き間違いとも考えにくい。この訂正の根拠は判明しないが、「船手調法記」の前段階の写本がベースとなり、そこから系統が分かれさらに加筆されたのが「商法記」であり、それ以外にも表現・表記が異なる系統の写本があった可能性が考えられる。

### (3)「津々浦々商法記」成立の経緯とその目的

先に述べたように、「商法記」・「船手調法記」の筆写者は、それぞれ米屋治六・岡本屋保太郎である。「商法記」については南知多町への伝来経緯などがわからず、米屋治六の特定には至っていない。

これらはいずれも写本であり、これらの元となったものがあつたはずである。その作成者を特定するだけの材料は「商法記」「船手調法記」のなかには残っていない。個人の特定は困難にしても、「商法記」の記載のなかから作成者の立場を探ってみることとする。

「商法記」の江戸の項目のなかに、廻船問屋・茶船・水尾さしに関する記事がある。廻船問屋は南新堀の柴屋仁右衛門、茶船宿は鉄砲洲の遠州屋長四郎、水尾さしは鉄砲洲の傳吉である。『江戸東京問屋史料 諸問屋沿革誌』<sup>(13)</sup>には尾張の廻船を扱う廻船問屋として、柴屋仁右衛門・鳥居武兵衛・坂倉小右衛門の3軒の名がみえる。このうち坂倉は名古屋・師崎・篠島の船のみが対象であり、柴屋・鳥居は尾張全域の廻船を扱うことになっている。柴屋が江戸での内海船の活動を支える廻船問屋であることは既に指摘されているとおりである<sup>(14)</sup>。

他にも、後述するように江戸に入津した船と尾張藩浜屋敷との関係が記されたり、複数の湊からの内海への運賃荷物に関する記載がある。また、江戸に入ってくる米の内容量を記した箇所では、尾州蔵米・成瀬様蔵米・竹腰様蔵米の大俵・小俵それぞれが先頭に配置され、それから伊勢・美濃・三河と続く。また、尾道(広島県)では穀物類の口銭が尾張船だけが異なることが記されている。

その一方、【表1】にあるとおり、知多半島内で立項されているのは、亀崎(半田市)・内海・大野(常滑市)・横須賀(東海市)のみである。ただし、「商法記」では大野・横須賀は荷物の種類だけが記され、売買口銭は空欄になっている(「商内仕法帳」では口銭の記入がある)。知多半島ではこの他にも野間(美浜町)・常滑・多屋(常滑市)・富貴(武豊町)・半田などにも廻船が存在して活動していたことが知られ、湊としても常滑・半田などは内海以上の規模だったと推測される。さらに、内海・中須(南知多町)から産出されるメ粕類や内海へ運ばれる荷物に関する記載もある。このような内海に関する記載の多さから、作成者が尾州廻船、それも内海船の関係者である可能性は高い。

作成者に関して、尾州廻船関係者以外にも上方の商人が関与している可能性もある。さまざまな荷物の扱い方を記すなかで兵庫での扱いが特記されている箇所が散見される。また、清水からの飛脚賃の記載に「国元尾崎行」という表現があり、新宮から積む干鯛について「泉州尾崎辺に向きもの」という記載がある。兵庫については大坂との関係も踏まえる必要があると思われるが、岡本屋が「船手調法記」を写し取ったことも含め、兵庫の商人と「商法記」との関係性も考える余地があるように思われる。

尾崎(大阪府阪南市)は大坂湾に面した村で、『和泉名所図会』(寛政8年刊)には「南海四国の船懸にして買人都会の地なり」と記される湊である。「鬼洞泉州志」には干鯛の産地とされ、17世紀半ばには鯛干場をめぐる争論も起きていた。19世紀ごろの様子は明確にはわからないが、この地域では木綿・甘藷の栽培がさかんであったようである<sup>(15)</sup>。新宮からの干鯛は木綿栽培と結びついたものである可能性もあろう。しかし、尾崎の商人と尾州廻船との関係は取引関係の文書などもあまり残っておらず、とくに取引上重要な湊であったとは考えにくい。にも関わらず地名が出てくることから、作成段階での関与の可能性を考えてみる必要がある。

これも先に述べたように、「商法記」は1851年(嘉永4)、「船手調法記」は1852年(嘉永5)の成立である。「商法記」では1854年(嘉永7)の記事が追加されていることから、1851年(嘉永4)の筆写後に加筆がなされていると考えられる。しかし、天保期の記事が「商法記」にのみ加筆されていることから、両者の原型となるものは天保期半ばごろまでにはできていたものと判断される。原型が最初にできた時期はわからないが、売買口銭の記載が各湊の情報を中心となっていることから、買積を行う廻船の活動が活発になってくる19世紀初頭以降と考えるのが適当であろう。尾州廻船が東西を結ぶ廻船として成長してくる時期にあたる。

「商法記」の特徴は日本各地の湊や産物を対象としていること、売買口銭の記載がその中心であることである。これは複数の湊を自由に動き複数の荷物を扱う船、それも買積を



頻繁に行うに船にとって必要な情報がまとめられているといえる。特定の荷物を特定の湊間で運んでいる船であれば、航海上の知識(地形・海流・距離・方角など)と湊での諸経費がわかれば十分であろう。買積を中心に機動力を持って航海・取引をする尾州廻船には役立つマニュアル本であったといえよう。

さらに、「商法記」に加筆された部分はたとえば次のようなものである。

### 【史料3】

夏を越候米を商ひいたし候節虫くそ在之買人キラウもの也、其時ハ万石<sub>二</sub>而<sub>一</sub>たて、虫くそを取其儘升を入れて渡し候得<sub>者</sub>升出るもの也、併俵<sub>江</sub>入れ積置か又ハ船積杯して升ヲいれ候得<sub>者</sub>必升切致すもの也、凡五斗俵<sub>二</sub>而<sub>一</sub>壹式升宛升切致す也、依<sub>而</sub>万石<sub>二</sub>而<sub>一</sub>たてるハ渡し方<sub>二</sub>利在<sub>一</sub>、買方損也、右<sub>者</sub>うり買共心得置べき也

これは、本文冒頭、江戸の項目の直前に記された記事である。夏を越して虫糞が入った米を売買する時の注意事項であり、虫糞の取除き方、それにとともなう容積の変化が記され、売買どちらの立場にあっても心得ておくべき事柄とされる。

このように、加筆部分には実際の取引上での注意事項が書かれていることが多い。「商法記」は単なるマニュアル本ではなく、実際に役立つ情報を書き加えながらしだいに整備されていったと考えられよう。

## 2 「津々浦々商法記」にみる 19 世紀前半の全国的物流

### (1) 尾州廻船の活動と「津々浦々商法記」

「商法記」のカバーする範囲は東北地方太平洋側を除く日本全域に及ぶが、その情報の精粗は全国均一ではない。【表1】に示したとおり、本州では安芸竹原(広島県)、四国では阿波・讃岐までは湊ごとに記載されている。しかし、それより西側や日本海側、四国の伊予・土佐、九州は、下関を除けば湊ごとに立項されていない。九州は小倉(福岡県北九州市)・福岡など、国単位ではなく立項されている場所もあるが、後でもみるとおりこれは湊を想定したのではなく藩単位の立項である。これらの地域の項目では、売買口銭はほとんど記載されず、その地域の産物に関わる情報が記される。たとえば、長門や伊予の例をあげてみよう。

### 【史料4】

長門

一中国米 式ツ石 四斗四升入  
一長府米 式ツ半石四斗式升入

### 【史料5】

伊予

一大洲大豆	大極上大坂建物
一字和嶋鯉節	土佐まかい上もの也

【史料4】は長門の項目で、ここでは長門から産出される米2種類(中国米・長府米)の俵の容量が記される。「弐ツ半」などとあるのは、大坂で米を扱う場合に1俵単位ではなく2～3俵を単位として扱っているらしく、その俵数であると思われる。【史料5】では伊予から出る産物として、大洲大豆と宇和島鯉節があげられ、その評価が記される。

売買口銭や運賃が記されないこれらの地域の産物は、おそらく尾州廻船が直接その地域へ出向いて扱う荷物ではなかったのであろう。実際、石州の項には特産である半紙が取り上げられているが、そこには「壺丸六貫入、印いろ〱委敷ハ大坂西国半紙之場<sub>ニ</sub>在」とある。そして、大坂の項(加筆部分)には「半紙之類」として吉賀半紙・岩国半紙・石州半紙・蔵大洲半紙・明德半紙・大洲仙過の印(銘柄)、岩国半紙・石州半紙についてはさらに詳細な産地が記されている。こうしたことから、尾州廻船にとっては西日本・北日本の取引の情報の乏しい地域の産物は、いったん大坂へ運ばれた後そこから積み込んで東方面へと運ぶものだったと考えられる。とすれば、「商法記」で直接の荷物の扱い方が記される安芸、讃岐は日常的に尾州廻船が活動する西端であったといえよう。

それに対して、「商法記」が江戸から始まり、東北地方太平洋側の記載がないことは、江戸の持つ市場力と統制力は大きく、尾州廻船が直接房総半島を廻り太平洋を北上していくことは日常的にはなかったためと思われる。江戸での尾州廻船の様子をみると、碓泊・瀬取については次のような記事がある。

【史料5】

但し、尾州船ハ江戸表へ入津次第尾州様御浜御屋敷へ御達可申上候事

尤人足差出、一日宛相勤可申事

九人乗<sub>ニ</sub>五人

八人乗<sub>ニ</sub>四人

七人乗<sub>ニ</sub>三人

右之割方を以相勤可申候事、但水主差支之節遣ス金納壺人前錢弐百文<sub>ニ</sub>相済一出帆之節御達申上候事

一御浜屋敷近辺出火之節船頭水主火消に出可申候事

一御浜御水主衆船廻り之節白米弐升味噌薪古苦右品々差上候事、御浜へ水主人足参り節休息世話料

【史料6】

一廻船問屋	南新堀	柴屋仁右衛門殿
一金百疋	御切手料	出船之節可遣事
一金壹両	飯米代世話料	右同断

但、日数十日滞留ハ引当、其余も滞留相成候ハ、心付可致事、十日内ハ金  
壹両可遣事

一銭六百文 台処衆中へ祝義也

一茶船宿 鉄炮洲 遠州屋長四郎殿

水主一日飯米代米壹升宛

出帆之節祝義として金壹分遣ス、尤船玉川入之節金貳朱<sub>二兩</sub>よろしく

水尾さし 鉄炮洲 傳吉殿

川入之節乗入うけ船之節乗うけ祝義金貳朱

一御浜屋敷へ御年玉壹貫四百文上納可仕候事

但し、年々一度宛年内中

【史料5】は尾州廻船と尾張藩との関係を示すものである。江戸の入津・出津の際には尾州廻船は築地の尾張藩浜屋敷へ届出をする必要があり、船に乗り組む水主の約半分にあたる人数が1日人足として役を勤めることになっていたことがわかる。浜御殿の近辺で火災があったときには火消しに出ること、浜御殿の水主が船を出す場合には米などを提供することも定められていた。出勤する水主の割合を示す例として出された水主の人数は7～9人であるので、船の大きさとしては500～800石程度と考えられる<sup>(16)</sup>。伊豆の女竹を積む船も500石積と仮定されている。文政期半ばごろの内海船は300～400石積が多く、大きくても700石積程度と思われるので、文政期末・天保期初めから20年間程度の尾州廻船が基準となっている記述と考えられる。これも「商法記」の成立時期を考えるための材料になろう。

【史料6】は江戸滞在中の廻船に関する記事であり、廻船問屋柴屋仁右衛門・茶船宿遠州屋長四郎・水尾さし傳吉という組合せで、尾州廻船の湊内航行・荷役などが行われたことがわかる。柴屋仁右衛門と遠州屋長四郎の組合せがかなりの割合で尾州廻船の対応をしていたことは廻船側に残された史料からも明らかである。ここには廻船問屋・茶船宿などに支払う金銭が示されているが、10日以上碇泊する場合には心付が必要であることから、通常であれば江戸での碇泊は10日以内であったこともわかる<sup>(17)</sup>。

## (2) 全国物流システムの地域的特徴

江戸時代の経済においては、江戸を中心とする東日本が金遣い、大坂を中心とする西日本が銀遣いといわれる。その境界は美濃辺りともいわれる。名古屋周辺での取引をみると、金を中心としながらも一部では銀も遣うということが多いようである。また、金1両＝銀60匁というのが公定レートであるが、上方での取引においては公定ではないレートが使われていることもしばしばである。

「商法記」をみると、金遣い・銀遣いの境界は伊勢・志摩と紀伊の間にあるように見受けられる。江戸から始まり、伊勢・志摩までは商品の価格を示す場合1両に対する価格が記される。また、基本的に金銀レートが記されることはない。ただし、魚・塩物について

は名古屋以西で金銀レートが記されることが多い。その場合、金銀レートは魚・塩物それぞれの項目の箇所に記され、湊全体としてのレートにはなっていない。これはこの地域の水産物を扱う商人たちがそれぞれ「銀立」(金銀レート)を定めて商売を行っていたためであろう。魚・塩物を除けばその他の商品は公定レートで計算するというのが常識として成り立っていたと考えられよう。

これが、紀伊長島(三重県紀北町)の項では米の項目のなかに「小判六拾匁割、通用壺匁代八十文」と記され、尾鷲(三重県)の項になると、「小判六拾匁割、通用壺匁七十八文定」と項の冒頭に記され、米の価格も「壺石<sub>二</sub>付何拾何匁がへ」と銀表記することとされている。この表記は尾鷲以西の湊の多くにも共通する。海上の物流の世界では紀伊以西が銀遣いであり、上方の経済圏に含みこまれていたと考えられる。

さらに、先にも述べたように、長門・伊予以西の西日本各地と尾州廻船の間には直接的な取引関係は薄いようである。それは距離的に遠いという航海上の都合

以外の要因もあったと思われる。本州では尾道の項には「備後国安芸領分」と注記される。伊予は伊予全体をまとめた項と各湊の項が立てられているが、各湊は塩を産出する湊であり、これらについては藩領が明記されている。同じ塩を産出する湊でも伊予以外の湊には藩領は示されない。

また、佐賀では米が重要な荷物と認識されているが、支藩も含む佐賀藩領から出てくる米は、【表2】にあるようにその出所ごとに24種類の蔵米に細分化されている。本藩領の蔵米である大殿米でも12蔵あり、品質も4ランクに分けられている。湊までの積出経路なども記され、直轄地・知行地に置かれた蔵が米の区分となっており、蔵米や家臣の知行地からの米に対する統制が厳しかったことが推察される。

「崎しま」(三重県志摩市)の荒布は大坂へ運賃積をする際の運賃や経費、扱い方が記されているが、その最後には「荒布ハ御産物<sub>二</sub>相成候付買積出来不申候」とある。「崎しま」は先志摩・前志摩・先島とも記され、志摩半島南部に位置する半島である。鳥羽藩領であり、

【表2】 佐賀藩米の種類

種別	出所	格付	積出経路
大殿米	高尾	極上米	諸富川
	犬尾	極上米	諸富川
	西今宿	極上米	本庄川沖積
	東今宿反米	上米	諸富川
	本(寺カ)井	上米	
	下野	上米	諸富川
	船津	上米	大汐場沖積
	廻里	上米	大汐場沖積
	江見	中米	大汐場・諸富川
	詫田	中米	大汐場・諸富川
	下小田	下米	住の江川
六角	下米		
(御三家)	午津	上々米	小城家住の江川
	鹿島	上米	鹿島家沖積
	中池	上米	蓮池家諸富川
	塩田	上米	蓮池家大汐場沖積
	成瀬	中米	蓮池家大汐場住の江川
家中九蔵	諫早	上々米	沖積
	七浦	上米	沖積
	竹尾	下米	大汐場住の江川
	菰野口	下米	大汐場諸富川
	多久・志久津	上米	住の江川
	多久・古賀津		大汐場住の江川
	久保田	上米	大汐場久留川沖積
	直代	下米	大汐場諸富川
御新地	下米		

ここで採取される荒布は鳥羽藩の国産品であり、そのため買積は認められていなかった。紀州藩の付家老の城下であった新宮・田辺(和歌山県)では取引した米に対して運上を納め、新宮では湊の出入りに際しても川太郎賃・川口番所・出船切手・薪代・当番小使賃を負担している。

志摩や紀伊は江戸・大坂間の大動脈上に位置し航海のたびに近海を通る必要があった。新宮には材木という特産物があり、内海船などは紀伊半島の材木の太坂への輸送からしだいに成長していったと考えられている。藩が存在することによる取引の不便さよりは歴史的、日常的な距離感の近さが優先される地域であると思われる。しかし、西日本各地に対しては藩の統制力に対する認識が強く、時間をかけて不慣れな航海をする必要があることもあいまって、尾州廻船としては西日本方面へ積極的に航海しなかった側面もあるのではないだろうか。

「商法記」の各地の湊の記事のなかには、売買口銭や経費、荷物の取扱方などの他に、瀬取船の運航のされ方や周辺の湊・地域との関係も記されている。そうした記載からは地域内外の関係性を知ることができる。たとえば、下関の項には肥後・肥前への水先賃が記され、下関から先の九州方面は別の航路と扱われていたこともその一例であろう。

地域内流通のあり様が詳細にわかるのは三河湾・伊勢湾エリアである。「商法記」のなかから地域内流通に関わる記事を整理すると次のようになる(湊内の瀬取船は省略)。

三河	片浜	瀬取船	畠村から師崎へ	荷物：干鰯
	平坂	瀬取船	吉田(幡豆郡)へ	荷物：南部大豆
	高浜		(陸または川で) 岡崎へ	荷物：大豆
尾張	名古屋	瀬取船	大船 125 石積・中船 95 石積・小船 60 石積・九升船	
		瀬取船	宮・保田へ	荷物：米
		四ツ乗	宮・保田・横須賀・大野・桑名へ	荷物：(桑名行) 鉄・紙屑 / (大野行) 鉄
伊勢	桑名	瀬取船	長島・大垣から	荷物：米
			四日市へ	5 人乗 150 俵積・6 人乗 200 俵積
			川口松ヶ下へ	5 人乗 150 俵積
			名古屋へ	
		四ツ乗	川内・地藏・宮・名古屋・津島へ	荷物：(津島行) 実綿
		赤須賀漁船	内海へ	
河崎		瀬取船	小浜から	
神社		瀬取船	小浜から	荷物：米・藍玉
			鳥羽・河崎・三河へ	
小浜		瀬取船	伊勢・鳥羽・立石松下・加茂へ	
				荷物：(伊勢行) 鉄ほか
		チョロ	伊勢へ	

志摩 鳥羽      チョロ      伊勢・立石松下・小浜・加茂へ  
                  とつへ      内海へ

保田は熱田沖の弁財船が碇泊する地点である。湾内を航行する船の種類も数多く、船を利用してさまざまな方向に荷物が動いていることがわかる<sup>(18)</sup>。そのなかには桑名(三重県)・大野への鉄の移入が確認でき、それぞれの場所の産業を支える物流網が成立していたことがわかる。伊勢湾内には弁財船も出入りし、伊勢小早とよばれる上方と伊勢湾をつなぐ船も存在する。桑名・四日市(三重県)と常滑間では弁財船自体が荷物の積み降ろしのために移動したり、瀬取船が往復していることも廻船側の史料から確認できる。

「商法記」には沿岸部の動きしか記されない。しかし、河口部にある湊では内陸部の産物も扱われている。たとえば、前芝では山方の炭・米や茶、平坂では材木類の記載がある。また、後の【表3】からわかるように、桑名で扱われる米のなかには大垣(岐阜県)をはじめとする美濃産の米が数多く含まれている。前芝は豊川、平坂は矢作川、桑名は木曾・長良・揖斐の木曾三川の河口部に位置する。「商法記」からでは移入後の物資の動きはほとんど判明しないが、高浜に入った大豆が岡崎で販売されるように、塩や魚肥類などは内陸部へも運ばれたことが推測される。

「商法記」からは、網の目状に各湊がつながる伊勢湾・三河湾の状況をうかがい知ることができる。この点については具体的な航海・取引を示す文書から検討を加えたことがある<sup>(19)</sup>。名古屋・宮(名古屋市)といった都市だけではなく、多くの参宮客が訪れる伊勢周辺の神社(伊勢市)・河崎(伊勢市)も含め、伊勢湾・三河湾全体をひとつの湊として活用するために必要な情報が記されているといえよう。

### (3) 流通する物資

「商法記」の大部分の湊で最初に記されるのは米である。払い出された蔵米の売買が取引の基礎であったことがわかる。売買とは別に、江戸・三河・桑名・四日市・大坂では扱う米の1俵の内容量や米の品質評価などが記されている。三河は吉田・田原・新城など東三河の米も、西尾・岡崎など西三河の米も同列に記され、特定の湊で扱う米ではなく三河全体の米の内容量などを示したものと考えられる。桑名・四日市の項に名前がある米はそれぞれの湊から積み出される米であり、桑名では19種類、四日市では11種類の米が記されている。三河・桑名・四日市で扱われる米の種類と評価、1俵の内容量を示したのが【表3】である。

江戸での記載は「米渡り升之定」とされ、品質の評価はなく1俵の内容量が記される。尾張・成瀬・竹腰から始まり、伊勢・美濃・三河、さらに「西国積切」「大坂」「大坂積切」として肥後米ほかの西国米の内容量が記される。「西国積切」として19種類、「大坂」として10種類、「大坂積切」として33種類の米がある。「大坂」の10種類はすべて「西国積切」にも含まれている。「大坂積切」のなかには播州・赤穂(兵庫県)など大坂から比較的近距离の米も含まれている。しかし、定められている米の内容量は合致していない。この3分類の関係は判然としない。

【表3】 三河・桑名・四日市から出荷される米

出荷地	米種類	内容量	評価	備考
三河	吉田蔵米	4.3 斗	(上)	
	吉田蔵餅米	4.35 斗	中	
	岡崎米	4.15 斗	上々	夏をこし候得 <sub>テ</sub> 西尾蔵米の方よろしく候
	岡崎餅米	4.2 斗	上々	
	西尾蔵米	4.1 斗	上々(中)	
	西尾新田蔵米	4.05 斗	(中下)	
	小牧蔵米	4.1 斗	中	出附上米、尤沢山 <sub>ニ</sub> 在
	小牧蔵餅米	4.1 斗	(中)	出附上米、尤沢山 <sub>ニ</sub> 在
	深溝米	4.0 斗		
	拳母米	4.1 斗	上々	
	拳母餅米	4.1 斗	上	
	田原米	4.25 斗	中	
	安藤様米	4.25 斗	(上)	
	西郡蔵米	4.2 斗	(中)	
	新城蔵米	4.2 斗	(上)	
	半原蔵米	3.9 斗	(中)	場所 <sub>ニ</sub> より上下
	牛久保蔵米	4.1 斗	中	
	長沢巨勢様米	4.2 斗	上	
	片原巨勢様米	4.1 斗	上	
	数馬様蔵米	4.1 斗	上	
	諏訪様米	4.1 斗	下	久保・白鳥納
	市田御馬米	4.1 斗	中	
	柴田様米	4.05 斗	(中下)	八幡納
	柴田様米広石納	4.07 斗	(上)	
	大崎蔵米	4.07 斗	(上)	与五郎納
	片山蔵米	4.2 斗	(上々)	
太田様米	4.13 斗	(上)		
淡路様米	4.2 斗			
伊勢桑名	桑名蔵米	4.35 斗	(上)	
	桑名外米	4.35 斗	(中)	先納米を入替米と云
	北長島米	4.4 斗		
	南長島米	4.3 斗位		
	北長島外米	4.3 斗		
	御本丸米	4.2 斗		
	御差凶米	4.35 斗		
	治田蔵米	4.18 斗	上	
	美濃加納米	4.2 斗	(中)	
	美濃大垣米大印	4.4 斗	上々	
	美濃大垣米中印	4.3 斗	上々	
	津田様米	4.0 斗	中	
	仲川様米	4.2 斗	上ノ中	
	伊香米	4.2 斗		
	名取米	4.1 斗	(上中)	
	小彈正米	4.2 斗	(上)	
	八神納米	5.2 斗	上中	
	壺田納米	5.0 斗	(上)	
	安藤様米	4.2 斗	(上)	
	文珠米	4.2 斗		
	堀内・平岡納米	4.05 斗	(上)	
	六井米	4.2 斗	上々	
	伊尾納米	4.2 斗	上々	
	中之元米	4.2 斗	上中	
	金太米	4.2 斗	上	
	民部様米	4.3 斗	上	
淡路様米	4.3 斗	上		
調達米	4.3 斗	中より下まで		
尾州蔵米御御	5.5 斗			
高須様米大	5.3 斗			
高須様米小	4.3 斗			
山城様米				
伊勢四日市	菰野蔵米	4.2 斗	上	
	菰野外米	4.15 斗	中ノ下	
	菰野餅米	4.2 斗	上々	
	津佐倉米	4.2 斗	上々	
	亀山米	4.3 斗	中上	
	忍米	4.35 斗	上々	
	神戸米	4.25 斗	中	
	御領米	4.2 斗	下	升入高下在り
	久居米	4.1 斗	中	
	津米	4.1 斗	上	
作徳米	4.1 斗	中下		

\*評価欄の( )は異本から補った。

大坂での記載は「米穀内実附」としてまず「初札之頃」（払い出しの時期）と「蔵方追出時節」が記され、続いて「登り立内実」「追出頃内実」として内容量が書かれている。たとえば、肥後米は「初札之頃」が「当十月ヨリ御払」、蔵方追出時節が「明々年四月廿二日」、「登り立内実」が「三俵石四五升」、「追出頃内実」が「九斗七八升の九升」といった具合である。「あらまし書記し」として23カ所の米（餅米などがあるため種類はさらに多い）、小麦（肥後）、大豆（岡・大洲・盛岡）があげられている。米の23カ所は、肥後・筑前・中国・広島・肥前・備前・筑後・淡路・豊前・薩摩・岡・柳川・臼杵・伊予・中津・津山・土佐・加賀・米子・出雲・秋田・弘前・柴田である（順序は記載順）。これらは西国からいったん大坂に入りそれからそこで払い出される米と考えられる。

一言で米といっても、先に述べた佐賀の場合や【表3】にあるように格付けがなされていた。この他にも、小倉では蔵米と町米（商人米、別名「灘米」）の別があり、蔵米は無印・高原・赤地・代米と分けられていた。これらは、無印が上米、高原・赤地が中米、代米・灘米は下米と格付けされている。福岡でも7種類ある蔵米が、封切〈上〉・若松〈上〉・棒立〈中〉・鞍本〈下の上〉・川内〈下〉・芦屋廻り〈下〉・遠賀〈下の下〉とされている（〈 〉内は評価、以下同）。

米に次いで多くの湊で共通して扱われる荷物は塩と干鰯・メ粕である。

塩は生産地と江戸での販売先が限定される商品である。十州塩をいわれるとおり、全国規模で流通する塩は瀬戸内10カ国（播磨・備前・備中・備後・安芸・周防・長門・阿波・讃岐・伊予）で生産される。江戸では下り塩を扱える問屋は、廻船問屋も兼業する4軒（喜多村〔秋田屋〕富之助・渡辺熊治郎・長島屋松之助・松本屋重三郎）に限られる。また、俵の大きさ・相場の表し方など独特の商慣行が多い。

神奈川・大坂間の各湊では販売時の口銭だけが書かれていることも多いが、【史料1】の沼津のように売買の方法に関する説明が加えられていることもある。しかし、江戸では塩の扱いについては、問屋が4軒、仲買が12軒に限定されていることはもちろん、茶船賃・塩商売の休日・1俵の重量などが詳細に記されている。塩俵の大きさ・内容量、相場や価格の計算方法などは生産地によっても異なる。先に述べたように「塩割方俵俵之手取を知る事」に関する情報を改訂のたび入手して記録することを繰り返していることから、塩の取引は尾州廻船の大きな関心事であり、独特の商慣行を熟知しておく必要があったものと思われる。

江戸の項に記されている塩の産地は、伊予の波止浜（愛媛県今治市）・津倉（愛媛県今治市）・多喜浜（愛媛県新居浜市）、播磨赤穂、備前野崎（岡山県倉敷市）、備後松永（広島県福山市）、安芸の瀬戸（＝瀬戸田、広島県尾道市）・竹原、阿波の斎田（＝撫養、徳島県鳴門市）・河戸・徳島の11カ所である。十州塩のなかでも周防・長門は含まれていない。

生産地側の湊の項での塩に関する記載は次のとおりである。

## 【史料7】

### ① 赤穂



一塩 壹俵五斗入 目方拾壹貫五百目

壹俵<sub>二</sub>付何匁何分がへ

懸り物

口銭 壹俵<sub>二</sub>付 八り

浜方戻り俵<sub>二</sub>付 壹り

瀬取賃百俵 四匁三分七り五毛

但、八拾俵積 三匁五分立

出し賃百俵<sub>二</sub>付 七分五り

印賃 同 三分

水尾銀壹貫目<sub>二</sub>付壹匁

戸嶋船壹艘<sub>二</sub>付 壹匁貳分

ノ 壹俵<sub>二</sub>付凡壹分五り懸り

正月休浜、二月の始九月末迄、十月の十一月末迄休也

十二月一ヶ月たき正月休

② 芸州竹原

一塩

③ 撫養岡サキ

一塩 壹俵貳斗五升入 目方六貫八九百目在り

懸りもの

一貳分三り三毛 運上

一代銀<sub>二</sub>三八かけ 出目

三り七毛五し 口セン

一三毛七才五し 荷直

但、口セン壹割

ノ 壹俵<sub>二</sub>付凡三分五六り宛

但、札商内歩戻り百目<sub>二</sub>付

予州多喜浜 西条領

一塩 元船黒嶋<sub>二</sub>掛置

問屋黒嶋<sub>二</sub>在り

松山領波止浜

問屋 神野宗十郎・高松屋弁次郎

一斎田塩 貳斗五升貳合五勺入

五合 浜方の入増

五合 船方の買足

ノ 貳斗六升貳合五勺

但し、買足之義ハ時直段大俵五斗貳升之割、壹升<sub>二</sub>付何歩と相成、此掛入可申事  
大俵壹俵<sub>二</sub>付

壹分 口銭

三り 上荷

ノ

浜方四拾貳軒在り

今治領津倉 竈屋十貳軒在り

一塩

今治領瀬戸浜 木之浦と云  
竈家十貳軒在

一塩

安芸領瀬戸田 尾道へ渡海毎日出船

一塩

今治領北浦 木之浦<sub>ニ</sub>船を置、瀬取<sub>ニ</sub>積入申候也  
竈屋五軒在り

一塩

赤穂西浜問屋柴原幾左衛門

口懸

一塩

尾道積之分

一松永 升貳斗六升入 七貫壹貳百目在り

一富浜 升

一肥浜 升

一善和 升

一のしま 升

一坪田 尾道向嶋也

一三田尻 大俵五斗入

目方拾貳貫七百匁ハ八百匁

拾三四貫目迄

【史料7】の記載の精粗から、実際に塩を買い付けている湊は赤穂・撫養・多喜浜であり、その他の湊は塩の積出湊としてはそれほど重要視されていなかったと思われる。下津井(岡山県倉敷市)は野崎塩の積出湊であるが塩は立項されず、徳島も塩は立項されていない。多喜浜以外の伊予の各湊も竈屋数が記されるなど生産地とは認識されているが、取引の実態は「商法記」からはみえない。むしろ、尾道が松永・富浜(広島県尾道市)・肥浜(広島県尾道市)などの周辺の塩田や周防三田尻(山口県防府市)の塩の集積地であったことがわか

る(善和・のしまの場所は未確定)。尾道は「商法記」では穀物類・干鰯塩物・三河茶・山の物類・くり綿・砂糖類・蠟・塩・天草・東城煙草・鉄・生鮪・尾道綿を扱う湊として記される。先に述べたように穀物類の口銭は尾州廻船のみ低額であった。尾道は中国地方の鉄の集積地であり、鍛冶職が数多く存在するため商売だけでなく船の維持のためにも寄港する必要があった。尾州廻船にとって尾道は本州最西端の重要湊といえよう。

干鰯・メ粕は、米や塩と異なり民間需要に支えられて流通する商品である。関東干鰯(江戸干鰯・浦賀干鰯)・内海中須干鰯・三州干鰯など、産地によって価格や扱い方が異なる。「商法記」では関東干鰯は、房総半島南端から銚子までをさらに5地域に分けている。つまり、西方(安房あら崎から洲崎まで10里)・本場(西方より下へ7.8里)・日有(本場より下へ2里)・九十九里(日有より下へ20里)・飯貝根(九十九里より下)・銚子(飯貝根より下)である<sup>(20)</sup>。

干鰯・メ粕は特産品生産と密接に結びついている。干鰯・メ粕は大部分が買積の扱いであるので、買入地(江戸・浦賀など)では買口銭が、販売地では売口銭が記される。ただし、浦賀では阿波行の「送り干鰯」「送りメ粕」の記載がある。それぞれ1俵あたりの運賃が8分・9分、諸経費が2文・3文である。おそらく、阿波で藍栽培に用いられる干鰯・メ粕であろう。価格変動に関係なく房総半島から浦賀を経由して阿波に干鰯・メ粕を運ぶルートが確立していたと考えられる。

干鰯・メ粕ならば何でもよいわけではない。塩津(和歌山県海南市)の蜜柑栽培用の肥料は「蜜柑ごへ入用時節」として「寒明キの八十八夜迄、正月のうる、メ粕ほしか寒引すべて上物よし」と記されている。寒引の上等品をタイミングを考えて施肥するのである。先にみた泉州尾崎に適した干鰯を買入れる場所とされているのは新宮である。干鰯・メ粕は関東が一大産地であり、東北地方の太平洋側で生産された干鰯・メ粕も江戸や浦賀に集荷される。干鰯・メ粕の購入場所は圧倒的に江戸・浦賀であるが、使用場所との適性を考慮しての買積が行われていた様子が見える。

このような消費のあり様を考えての荷物の評価・見極め、それに応じた商品の細分化はほかの荷物にも共通する。その事例をいくつかみてみよう。

伊豆では女竹とよばれる竹が産出される。これは産地別に妻良(上)(静岡県南伊豆町)・子良(=子浦、静岡県南伊豆町)・長津呂(静岡県南伊豆町)・中木(静岡県南伊豆町)(以上、中)・下田(静岡県)(下)と3ランクに分けられ、単位は不明であるが、上は6分、中5分5厘、下4分5厘と代金が決められている。さらに、名古屋・大坂・明石(兵庫県)・備前では普請用、和歌山では魚籠串竹用、讃岐では団扇用に用いられるとされ、とくに団扇の骨としては「大によし」と記されている。赤穂や斎田(撫養)では塩田用に用いられた。消費地と用途が意識されていることは明らかである。

西日本(中国・四国)では綿が立項されることが多い。讃岐では、観音寺(香川県)産が上、丸亀(香川県)産が下、多度津(香川県)産が下とされる。より狭い範囲でもランク付けされ、福山(広島県)では松竹梅と無印の4ランクで、松竹梅それぞれの荷物には青・赤・黄の印が付けられる。尾道綿は☒・□・□・無印、米子綿は千・秋・楽と分けられる。操

綿は玉島(岡山県倉敷市)・笠岡(岡山県)で扱われ、玉島の荷物は薩摩向きとされ、笠岡では罟が「上々名代物」とされている。

ランクに対応する印を付けるのは石見鉄も同様で、上々の㊦・㊧・㊨、上の㊩とあり、㊩は青い封が付けられ北国向きとされている。他にも鉄の印はさまざまあるようであるが、高品質のものが目立つような工夫がされているといえよう。

水産品・水産加工品も評価がなされている。松前からの積荷では、昆布は産地が18カ所にも分かれ、鮭や数の子はそれぞれ2カ所の産地の評価が記される。鰹節は、土佐では清水(高知県土佐清水市)〈上〉・浦辺〈中〉・横輪・寿万〈以上、下〉・油節〈下の下〉と分かれる。本場土佐を基準として、宇和島(愛媛県)は「土佐まかい上もの」、日向は「土佐より五六匁落」、薩摩は「土佐より廿匁落」と評価されている。しかし、薩摩でも「屋久のしまふし上々、其外嶋々より出申候地方ふし中物」とされ、薩摩産の鰹節はあまり評価が高いものではないが、そのなかでも屋久島(鹿児島県)とその他の島という産地別にさらに細分化されていることがわかる。

大豆は全国的に多く扱われる荷物であり、用途も多様である。

#### 【史料8】

参州大ツ入用心得  
 岡崎南部口 十月の焼正月迄  
                   七八月頃の買入  
 一足助白口物 年中焼  
                   夏分入用多  
 味噌や七八軒も在  
 年中二六七千俵入用  
 一新川          南部口年中焼  
                   七八千俵入用  
 神在          味噌屋二軒在

【史料8】は三河の最後の部分に記された三河での大豆販売の心得である。岡崎・足助(豊田市)・新川(碧南市)・神在(碧南市)の味噌屋の存在と、そこで必要とされる大豆の種類、またその季節が記されている。肥後高瀬(熊本県玉名市)で産出する並大豆・川尻大豆は、江戸大豆と比較され、江戸、川尻、並の順で格付けされている。壱岐大豆は「とうふや向」とされる。

この他にも、「商法記」には豊後蕨、日向椎茸、薩摩芋、薩摩煙草などの特産品が立項され、産地や格付け、特徴、取引上の注意事項などが記されている。また、特産品以外の大豆のような商品でも売買口銭以外にもさまざまな情報が加えられている。それは、綿や鉄の例があるように商品そのものだけでなくパッケージにまで及んでいた。河崎で取り扱われる酒は裸樽・菰包・二枚包とパッケージだけでも3種類に分かれている。メ粕であっても耳

組・樽巻という異なるパッケージ方法が存在している地域もあった(尾崎など)。取引のあり様が精密さを増していたことがうかがえる。

大坂の項で天保期の追記を含む「商法記」にのみ記載がある部分は、先にみた紙類の他に砂糖・青蕙・蠟などに関する記事を含む。半紙類も符丁とともに産地が上・中に分けて記される。砂糖も奄美大島(鹿児島県)・徳之島(鹿児島県)・紀伊・土佐の産地別の印や砂糖の種類が記される。蠟の記載はかなり詳細で相場や製法などにも及ぶが、品質に関する部分を抜き出すしたのが【史料9】である。

### 【史料9】

一下の関<sub>江</sub>積廻り生蠟位附

壱番

豊前 全・命・全・全

是ハ式番抜と号

式番 五六り落

豊前 印口々

長府 印口々

豊後日田 印口々

石見 印口々

尤、上夕石宜敷御座候

三番 壱分落

筑前 印口々

尤、式番抜も在之、豊前もの内様<sub>二</sub>も在之代呂ものも積来申候

肥前 印口々

嶋原 印口々

是ハ新古色合交り在之候

筑後 印口々

尤、代呂物甲乙在之候

さらし蠟

壱番 石見

式番 五七り落 筑後

三番 壱分四五り落 肥前

他の部分では、肥前は「中上」で「緑青を入、青ミ付ルも在り」、嶋原(長崎県)は「下品大鉢物壱俵之内<sub>二</sub>大小鉢形まじりいろ<sub>一</sub>在、但し古実<sub>二</sub>而も色落、新実物壱俵之内へ入候方御座候得ハ、買候節吟味可仕候」とも記されている。産地別の大まかな品質やその評価だけではなく、珍しい商品や商品内部の均質性までが問題とされている。

こうした記事が書き加えられたのは、取り扱う荷物のブランド性が明確になり、産地・

品質などによる商品の差別化が進んだことが要因のひとつと考えられるのではないだろうか。19世紀半ば近くになると、大量輸送・大量販売や地域間価格差だけで買積商売の利潤を生み出す構造が変化し、商品の質が問われるようになり始めたと考えられよう。

## むすびにかえて

「津々浦々商法記」は尾州廻船、とくに内海船に関係の深い人物によって天保期ごろまでにその原型が作られたマニュアル本の写本であると考えられる。本稿ではそれを前提として、「津々浦々商法記」からみた尾州廻船の活動や各湊・地域、荷物の特性、物流のあり様を検討してきた。そこからみえてくるのは、湊や荷物それぞれに細かなルールがあり、やみくもに荷物を輸送・売買すればよいのではなく消費動向も踏まえて動く必要があると認識している廻船の姿である。また、廻船が運ぶ荷物は各地の特産品生産とも密接につながっており、品質により細分化されブランド化が進んでいた。

本稿で検討を加えたのは「津々浦々商法記」のごく一部にすぎず、実際にはもっと豊富な内容が記されている。湊・地域ごと、商品ごとなど、今後さらに詳細な検討を加えることでさらに物流のあり様が明らかになると思われる。その際には、生産地・出荷地や運送・売却先での荷物の扱い方の実態、買積であれば実際の廻船の取引との関係などと合わせて検討していくことが必要であろう。そのような実態との関係性を考えるためにも、「津々浦々商法記」を翻刻し、さまざまな立場、地域の人の目に触れやすい環境を整備したいと考えている。

## 注一覧

- (1) 石井謙治『ものと人間の文化史 76 和船』I・II (法政大学出版局、1995年) など。
- (2) 拙稿「北前船の情報世界」(齋藤善之編『新しい近世史3 市場と民間社会』新人物往来社、1996年)、同「廻船経営と情報」(『歴史と地理』519、1998年) など。
- (3) 原直史「史料紹介 粕干鯛商売取扱方心得書」(『論集きんせい』16、1994年)。など
- (4) 齋藤善之『内海船と幕藩制市場の解体』(柏書房、1994年)、愛知県史編さん委員会編『愛知県史』資料編17 近世3 尾東・知多(愛知県、2010年)、三重県編『三重県史』通史編近世I (三重県、2017年) など。
- (5) 南知多町所蔵。
- (6) 「津々浦々商法記」。以下、本稿で引用した史料はすべて「津々浦々商法記」からの引用である。
- (7) 内田佐七家文書579(本家676)。
- (8) 『尾張国知多郡内海内田佐七家文書目録』(日本福祉大学知多半島総合研究所編集・発行、1993年) 解題。なお、内田佐七家および内田家文書についてはこの目録を参照されたい。
- (9) 岡本屋文書(神戸市文書館所蔵) 整理番号1(目録番号: 商業(経営)85)。
- (10) 詳しくは神戸市文書館HP参照。

- (11) 齋藤前掲書。関東での尾州糠の流通を示す史料としては、西川家文書(埼玉県文書館所蔵、一部を『愛知県史』資料編 15 近世 1 名古屋・熱田に掲載)、内野家文書「里正日誌」(東大和市から刊行中)などがある。
- (12) 『新編一宮市史』資料編 7。
- (13) 東京都公文書館編集、東京都情報連絡室発行、1995 年。
- (14) 齋藤前掲書。
- (15) 尾崎村については、『角川日本地名大辞典』大阪府(「角川日本地名大辞典」編纂委員会編、角川書店発行、1991 年)によった。
- (16) 石井前掲書。
- (17) 齋藤前掲書では、「津々浦々商法記」のなかの「早状出日」と【史料 6】を用いて、柴屋が早状を発信する情報ターミナルであったと説明している。しかし、「早状出日」と【史料 6】との間には他の記事もあり、この史料からだけで早状を出すことと柴屋を直接結びつけて解釈するには無理がある。もちろん、柴屋の廻船問屋としての職掌のなかで早状の発送に関与したことは十分考えられることである。
- (18) 曲田浩和「近世後期における伊勢小早船の実態」(『知多半島の歴史と現在』21、2017 年)。この論文では河崎・神社・小浜に関して「商法記」の史料を具体的にあげて説明されている。
- (19) 拙稿「瀧田家文書にみる伊勢の諸湊」(『知多半島の歴史と現在』21、2017 年)。
- (20) これらの地域分けについては注(3) 原論文でも触れられている。